

令和5年9月28日(木)発表 NUMAZU CITY PRESS RELEASE 沼津市 報道取材情報

~市制 I 00周年記念事業~ ぬまづの宝をめぐるイベントの開催

要旨

沼津市制 I 00周年を記念し、新たに生まれ変わった「ぬまづの宝 I 00選」を親子で巡る、 本体験イベントを開催します。

本イベントが、未来を担う子どもたちにとって、家族との思い出や地域の宝に直接触れるきっかけとなり、沼津の魅力を体験したことが次世代につながることを目指しています。

概要

◆ぬまづの宝をめぐるイベント

I 内 容

第 | 回 沼津の宝を使ったお菓子作り体験【定員 20 名】

第2回 西浦みかん狩り (バスツアー) 【定員30名】

第3回 こども BAR 体験【定員 30 名】

第4回 こども BAR 体験【定員 30 名】

第5回 戸田塩づくり体験(バスツアー)【定員30名】

2 対象者 沼津市に暮らす親子(小学3年生まで)

3 申込方法

別紙裏面に必要事項を記入し、FAX またはメールで申込

メール: shion uenoyama@tobutoptours.co.jp

FAX: 055-957-1810

受託者:東武トップツアーズ 三島支店

4 申込開始 10月3日(火)から(先着順)







お問い合わせ先

沼津市役所 市民福祉部 子育て支援課

直通:055-934-4842



きらり沼津。次の100年へ

参加者募集のお知らせ

NUMAZU CITY

全5回開催!

全イベント参加費無料!!

先着順にて申し込み受付



第1回 沼津の宝を使ったお菓子作り体験

沼津市内在住親子対象(小学3年生まで)

日時: 令和5年 10月14日(土)10:00~12:00 場所: 沼津第一地区センター(駐車場有) 体験内容: 沼津の宝食材を使用したお菓子作り

講師: グランマ 中川英俊さん

エプロン 三角巾 お手拭き タオル 持ち物:

お子様用上履き(保護者の方用にスリッパの用意がございます) 定員: 20名 (申し込みは先着順で定員に達し次第締め切りとなります。)

<アレルギーに関して>

特定原材料等28品目中 乳製品・卵・小麦・みかん・ゼラチン使用します。 アレルギー等不安の方は申し込み前にお問い合わせください。





会場「沼津第一地区センター調理室」

※申し込みの際は裏面条件書をご確認ください

作成予定のお菓子



②西浦みかん牛乳寒天 ※2品作成いただく予定です ※作成していただいた品はお持ち帰りいただけます。

第2回 バスツアー 西浦方面 みかん狩り

日時: <u>令和5年 10月22日(日) 13:00~17:30</u>

見学場所: ①御用邸記念公園 施設見学・喫茶お菓子休憩(水神餅お茶セット) ②木負観光ミカン農園 みかん食べ放題

集合場所: 沼津駅北口ロータリー(大型貸切バスで移動します。)

定員: 30名 (申し込みは先着順で定員に達し次第締め切りとなります。)

> 沼津御用邸記念公園 (おやつタイム) 13:00発 13:30着 14:45発

ミカン狩り (木負観光みかん狩り農園) 沼津駅解散



水神餅(お茶ヤット) 東海バス株式会社大型貸切バス利用

沼津御用邸記念公園

最少催行人数20名

添乗員1名同行



第3回 こどもBAR体験~フィルムカメラで思い出を形に

2回開催

第4回 こどもBAR体験~フィルムカメラで思い出を形に

各回完結型のイベントです。 <u> 令和5年12月17日(日)14:00~16:00</u> 日時: 令和5年 12月16日(土) 14:00~16:00

場所: 沼津仲見世商店街 BAR&喫茶 ねこと白鳥 (貸し切りにて行います。)

体験内容: バーテンダー体験・オリジナルカクテル作り※/ンアルコール(カクテルのシェイクや液性の違いで色が変わる様子を体験

していただきます。)・軽食

各30名(申し込みは先着順で定員に達し次第締め切りとなります。) 定員:



親子一組に一台フィルムカメラを配布させて いただきます。BARの雰囲気や体験の様子の 撮影にお使いください。

※現像費用は各自負担をお願いいたします。



日津仲見世商店街「ねこと白鳥」







第5回 バスツアー 戸田方面 塩作川体験

日時: <u> 令和6年 1月20日(土) 13:00~17:30</u> 見学場所: ①NP0法人戸田塩の会(塩づくり体験)

2 戸田造船郷土資料博物館·深海生物博物館

集合場所: 沼津駅北口ロータリー(大型貸切バスで移動します。) 定員: 30名(申し込みは先着順で定員に達し次第締め切りとなります。)

※塩作りの作業台が高く高温のため小学生以上推奨

戸田塩の会(戸田塩づくり体験) 沼津駅北口 14:15着

戸田造船郷土資料博物館・駿河湾深海生物館 = 沼津駅北口



塩作り体験の様子



車海バス株式会社大型貸切バス利用





最少催行人数20名

※アクセスや集合場所の詳細等当日の詳しい案内につきましては、申し込み確認メールに記載しご連絡をさせていただきます ※第2回西浦バスツアー、第5回戸田バスツアーに参加を希望される方はチラシ裏面の条件書を必ずご確認の上お申し込みください

※第2回西浦バスツアー、第5期戸田バスツアー参加者全員に対し当社(東武トップツアーズ)が国内旅行サービスを付与させていただいております

ご不明点等ご質問・お問い合わせはこちらまで

お申し込みは裏面からFAXまた はメールにてお願いいたします。 電話は問い合わせのみの対応と なりますのでご了承ください。

050-9001-8757

Mail shion_uenoyama@tobutoptours.co.jp 企画運営:東武トップツアーズ三島支店

:上野山

営業時間 平日 9:30-17:30 東23・199

本企画は沼津市100周年記念事業として 沼津市子育て支援課より委託され実施致 します。

沼津市子育て支援課ポータルサイト はこちらをご確認ください



旅行条件 本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当 社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社三島支店(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加される お客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいま の日本は当社に分乗業上国が门支持。 す。)を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パ ンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面(最終日程表)並 びに当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

お申込み方法・条件と旅行契約の成立

1、お甲込み方法・条件と旅行契約の成立 (1) 複数のお客様によるご旅行の場合は、あらかじめ当該団体・グ ループにおける責任ある代表者(以下「契約責任者」といいま す。)を定めた上で、当社にお申込みください。当社は、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものと みなし、その団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、契約 責任者との間で行います。 (2) 当社の定める方法によりお申し込みください。下記のお申込金

(は) 当社のためる分点により当社の定める日までにお支払ください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

して取り扱います。。 (3) お申込みの時点では旅行契約は成立しておりません。 旅行契約は、当社が契約を承諾し、申込金を受領した時に成立する ものとします。(4) 18才未満の方は親権者の同意書が必要です。15 オ未満の方は原則として同伴者の参加を条件とします。(5) 障が いのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状 いのののおけれ、 別によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置 が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可 能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申

お申込金(お一人様あたり): 旅行代金全額(0円)

上、 旅行代金のお支払い

旅行代金は、当社指定の期日までにお支払いください。 3、旅行代金に含まれるもの 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。

(1) 航空機、船舶、鉄道など利用運送機関の運賃・料金

(1) 航空機、船舶、鉄道など利用連送機関の連責・料金 (2) 宿泊料金及び税・サービス料金(3) 食事料金及び観光料金(バ ス等の料金、ガイド、料金、入場料金等)(4) 手荷物連搬料金(5) 団体行動中のチップ(6) 添乗員が同行する場合は添乗員同行費用 (7)空港施設使用料(8) 消費税等諸税・サービス料金、等 ト間終率限し、外常性のご報会により、新日本の工料金、等

*上期諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払戻 しはいたしません

、旅行代金に含まれないもの

4、旅ババエニー5まれないで必要 第3項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。 その一部を例示します。 (1) 超過手荷物料金 (2) クリーニング代、電話料、ホテルの従業員 等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用 (3) ご 日宅と集合・解散地間の交通費や宿泊費等 (4) 一人部屋追加代金 (5) オブショナルツアーの代金、等 5、旅行内容・旅行代金の変更

の旅行代金が変更となる場合がありますのであらかじめご了承くだ

さい。 6、旅行契約の解除

ら、旅行終約の解除 (1) お客様は、右記の取消料をお支払い頂くことにより、いつでも 旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日と は、当社の営集中・営業時間のに解除する旨をお申し出頂いた時を 基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行 開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除する ことがあります

(2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、 また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、右記取消料の

(3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止 します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13 日目(日帰り旅行については3日目)にあたる日より前までに旅行

FAX 055-957-1810

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって2 0日目(日帰り旅行にあたっては 10日目)に あたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の2 0%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7 日目にあたる日以降2日目にあたる日まで	旅行代金の3 0%
旅行開始日の前日	旅行代金の4 0%
旅行開始日当日	旅行代金の5 0%
旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の1 00%

旅程管理及び添乗員等の業務

添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。 (1) が来見の同日の作品は大い音画に向かっとす。 (2) が来 員が同行しない旅行にあっては必要なクーポン類をお渡しい たしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお 客様ご自身で行なって頂きます。また、悪天候等によって サービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における 代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っ で頂ますせ て頂きます。

て頂きます。 8、当社の責任及び免責事項 (1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、 手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知が あった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。 (当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。) (2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を 被られたときは、本項(1)の場合を除き当社は責任を負いませた。)

①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれら による日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサー ビス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 これに成り十五十分にはこれがことが日本の名とによりが千五 ③自由行動中の事故(食食中毒(5 企難)⑥連進後機関の遅延、 不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の 変更や目的地滞在時間の短縮

- へい目的地 9、旅程保証 (1) 当社に 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、

(1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①~⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に 1~594の所定の率を乗じた観の変更補償金を支払います。ただし、1旅行契約につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。①旅行開わ日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③ 這送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④ 電送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④ 電送機関の種類又は会社を ① 電送機関の種類又は会社 ② での変更 ⑥ 宿泊機関の種類又は名称 ⑦ 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項 (2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。① 次に掲げる事由による変更の場合(ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。)ア、旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変

特徴原のア利起側による変更の場合を除さます。) ア 旅行日程に支障をもたらず悪天候、天災地変 イ、戦乱 ウ、暴動 エ、官公署の命令 オ・欠航、不 通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ・遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画に よらない運送サービスの提供 キ・旅行参加者の生 命又は身体の安全確保のために必要な措置 別がまる。形でき事でに写出ました物でよ、どこの提供を思

の又はすがいびまご帳がいてのに必要な相回 ②契約書面 確定書面に記載した旅行サービスの提供を受 ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行 サービスの提供を受けることができた場合。 (3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の 支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又 は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。 10. 特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅 行中に急激かつ偶然の外来の事故によりその身体又は荷物に 被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払いま す

営業日・営業時間/月~金 9:30~17:30

| 1、の各様の具は (1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の 規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、 お客様から損害の賠償を申し受けます。(2) お客様は、当社か

提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契 提供される前報を活用し、お各様の権利・集務を20世旅行実 約の内容について理解に努めなければなりません。(3) 旅行開 始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス 内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した 場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提 供機関にお申し出ください。

供機関にお申し出ください。
12、個人情報の取扱い
(1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーのご案内の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。
(2) 当社は、本項(1) の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運行手配を委託している手配代行者、当社募集型企画旅行販売委託会社ある

保険安任、死税品店などの工座物店、当在か旅行手配を安託 している手配代行者、当社募集型企画旅行販売委託会社ある いはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お 客様の氏名、バスボート番号ならびに搭乗される航空便名等。 年令、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらか じめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただ きます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提 (サモバ関・カンツ・物・サースの一次の製金との一番等により

きます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通名・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。
(3)当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るよのルーます。

を当在に提供することについて、国内連輪元の万の同意を行るものとします。
(4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来たす
恐れがありますので、正確な記入をお願いします。 お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

(5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の利去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事 海内へはポート いたいいけます。 実所へお申出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。 13、お客様の交替

お客様は、当社が承諾した場合、契約上の地位を別の方に譲 り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費 についてはお客様にお支払い頂きます。 1 4 、その他 (1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(2) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会 的勢力であると判明したときは、当社はお申込をお断りする、 あるいは旅行契約を解除することがあります。(3) 当社はお客 様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがあります が、お買物に際しましては、お客様の責任でご購入ください。 (4) この旅行条件・旅行代金は2023年9月1日現在を基準とし マおります

でおります。 ●お申込み・お問合わせは 【旅行企画・実施】 観示庁長官登録旅行業第38号 ◆東武トップツアース・株式会社 三島支店

静岡県三島市芝本町1-1 三島NKビル5階 TFL: 050-9001-8757 FAX: 055-957-1810

ボンド保証会員 総合旅行業務取扱管理者: 村越 弘始 (2022.04版)

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。 このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、遠慮 なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

メールにてお申し込みの方は下記必要事項を記載しこちらにお送りください

shion_uenovama@tobutoptours.co.ip

※保護者は成人以上の方のご参加をお願いいたします。 ※保護者1名につきお子様2名までとさせていただきます 下記申し込み用紙に手書きの上

撮影したものをメールで送っていた だいても構いません。

※メールの件名は【ぬまづのたからをめぐるイベント申し込み】でご送信ください。 ※お子様の年齢は小学3年生を上限とさせていただいております。参加にあたり不安なご年齢のお子様がいる場合は一度お問合せてださい。 ※飲食を伴うイベント参加申し込みをされる方でアレルギー等心配の場合はお問合せの上お申し込みください。

保護者 氏名	(フリガナ)	TEL	(携帯電話)	(ご自宅)
	男・女 / 年齢 ・歳	mail		
+\7+	(フリガナ)	A 第1回/沼津の宝食木 ご希望の ^{応募締め切り} 10月11日(水)		才を使ったお菓子作り体験
お子様 氏名①	男 ・女 / 年齢 歳	お申込み 内容 応募締め切り 10月16日(月)		
お子様 氏名②	(フリガナ) 	だけOを - つけてく ださい)	応募締め切り 12月13日(水) D 第4回/こどもBAR体験 応募締め切り 12月13日(水) E 第5回/戸田方面 塩づくり体験バスツアー 応募締め切り 1月15日(月)	
ご住所		·	心勢神のツン 1月15日(月)	10月3日(火) 申し込み受付開始

*イベント・ツアー実施のために必要な範囲内で、運送・観光施設・保険会社等へ個人情報を提供させていただきます。 *イベント・ツアー当日は、沼津市への報告を目的として当日の様子を撮影させていただく場合がございます。